名寄市消費生活センター情報 7号 令和7年8月12日

事業主を狙った電力の勧誘が増えています。 事業者間契約にはクーリング・オフはありません。注意しましょう!

事例

自営業者だ、自宅に「電気代が安くなる」といって男 性が訪問し契約を交わした。口座振替書に記入したが書 面に不備があり引落しされなかった。コンビニ振込用紙 が届いていたが気付かず支払い出来てない。元の契約に 戻したくて事業者に連絡しているが「契約番号を教え て」と言われ、分からず困っている。(80歳代)



アドバイス

- ●「電気代が安くなる」と勧誘してきますが、しっかりとした根拠を確認しましょう。
- ●「近所の人も契約した」等と言われてもすぐに契約せずに、説明が事実かどうか近所の人。 に確認するなど慎重に判断しましょう。
- 契約当事者が事業主の場合は、商行為とみなされクーリング・オフ(無条件解約)が適用 されません。途中で契約解除すると違約金が発生します、契約する前に契約期間や違約金 などの内容を理解してから判断しましょう。
- ●困ったり悩んだときは、消費生活センターに相談しましょう。
 - ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター 2(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土·日·祝日·年末年始

